

平成18年 2月24日(金)

コンピュータ利用者 各位

情報企画室ネットワークオフィス

ソフトウェア使用条件の遵守に関する点検のお願い

最近の報道等でご存じの通り、いくつかの国立大学法人において不正コピーソフトウェアの利用が発覚し、知的活動を担う法人としての面目の失墜はもちろんのこと多額の損害賠償等、非常に厳しい処置が予想されております。ソフトウェア使用条件やライセンスに関しては、既に十分に注意をされているかとは思いますが、条項の複雑さから誤解やうっかりミス等もあると思います。この機会にぜひ各部署で緊急に点検いただくようお願いいたします。以下に点検のための幾つかのポイントを列挙いたします。

1. 部署毎にライセンス番号とパソコンの対応表を作成して管理する

以下のような対応表を作成し、1つのソフトウェアが誤って2台にインストールされていないか点検してください。

	パソコン1	ノートパソコン2	パソコン3	パソコン4
ソフト1	111AAAA	未インストール	未インストール	未インストール
ソフト2 注1	S333333	S333333	未インストール	未インストール
ソフト3	未インストール	未インストール	D123456	未インストール
ソフト4	未インストール	未インストール	未インストール	G444444

注1 同一人が使う場合にかぎりデスクトップとノートパソコンに入れられるソフトウェア (MS Officeなど)
記号数字はライセンス番号等を示す

2. ライセンス条項を確認する

ライセンスの形態は様々ですのでこの機会に必ず条件を確認してください。具体的には以下のような場合があります。

- (1) パソコン1台につき1ライセンスが必要なもの
 - (2) 同一人(二人ではない)に限りデスクトップとノートで使えるもの
 - (3) (2)と同様だが同時使用を認めないと明記のものや逆にインストール可能な台数が明記されていないものもありますが、基本的に一人で1ライセンスを購入する必要あり
- (2), (3)の例としてはMS Office, Adobe Acrobatなどがあります

3. パソコン単位の管理か人単位の管理かを考える

使用者単位でライセンスを管理する場合は、その人だけが使用する限り複数のパソコンにインストールが可能です。しかし研究室の共有パソコンを複数人で使用する場合は、例えば1つのライセンスで研究室共通のデスクトップとノートにそれぞれインストールすることは出来ません。この二つの管理を混同しないように、共有パソコンに関しては1台に1ライセンスとすることが必要です。

4. OpenOffice.orgなどフリーソフトウェアやStudentソフトなどの活用

学生などが多数いる場合はソフトウェア代金も嵩^{かさ}みます。例えば、MS Officeの代わりにフリーのOpenOffice.orgを用いれば簡単です。フォーマットが重要な文書の時だけ研究室共有パソコンに入れたMS Officeで変換するなどすれば実質上問題はありません。また学生が個人で購入するStudentソフトウェアは格安ですので、研究のための必須の道具として購入させる事も良い方法です。ただしStudentソフトウェアはアカデミックディスカウントのように研究室で購入して他の学生に受け継ぐ事は出来ない点に注意が必要です。

5. 古いソフトウェアに関しても注意する

バージョンアップしたソフトウェアの古いバージョンを他の人に使わせるといった事は通常禁止されています。またネットワークでの登録など不正防止策が施されていない古いソフトウェアに関しては十分に注意しないと、意図しない不正使用になっていることがあります。

6. ソフトウェアの持ち出しに関して注意する

訪問者や短期滞在者、学生などの転出や卒業に当たっては、研究室の公費で購入したソフトウェアを様々な事情で個人のパソコン等で使用していた場合、確実に消去するように確認する事が必要です。知的財産権に関する重要性が十分に理解されていない場合もありますので、折に触れて教育することが求められます。

7. ネットワークライセンスやマルチユーザーライセンス利用を導入する

最近ではパソコンも安価になり、装置に接続したパソコンなど研究室の人間の数よりパソコンの数の方が多い場合もあります。そのようなときに1台に1ライセンスを導入するのは実態に合わない事になります。このようなとき、同時使用数の制限がついたネットワークライセンスやマルチユーザーライセンスを用いれば実質的に使う人間の数だけライセンスを買うことになり結果として得になります。

なお一般的なソフトウェアや高価でまれにしか使わないソフトウェアの所全体または複数の研究室での共有に関しても調整を致しますので、希望があるときはソフトウェア名、同時使用の希望数、分担しても良い金額の上限の3点をネットワークオフィスまでご連絡ください。ただし、案件毎に希望者数やコストなどを順次検討し利害調整を図りますので、導入判断には時間がかかることをご理解ください。

8. Winny等のファイル交換ソフトウェアの排除

Winny等のファイル交換ソフトウェアに関しては、情報流失やウイルス蔓延あるいは不正利用対策の面から問題があります。法的には議論があるところもありますが、研究室の公的な活動では用いない、所内のネットワークでは使用しないといった点に関して注意を徹底してください。

なお、有用でかつ問題のないと思われる代替フリーソフトウェアに関しては、順次その情報をネットワークオフィスのホームページに掲載しますので参考にしてください。